

(四)

刃傷は江戸城中にて出來したれども、其の發端の一といふべき「傳奏屋敷疊替へ」の件、すなはち人口に膾炙す。

「傳奏屋敷」とは何ぞや。

抑そも朝廷と幕府の詮議は、朝廷より「武家傳送」、幕府より「京都所司代」出で、面談して折衝に當る。京都所司代の方、位階高きが常。これによりて幕府、朝廷を威壓せむとす。武家傳奏江戸下向の折には「傳奏屋敷」に滯在す。

因みに「京都所司代」は長官も「京都所司代」、其の京なる衙門がもんも「京都所司代」と指稱す。さは二條城の北にありき。

傳奏屋敷は和田倉門外辰ノ口にあり（現在・皇居外苑和田倉噴水公園／從前は吉良屋敷にて上野介誕生の地）、敕使院使（江戸滞在中）在府の折には、武家傳奏にはあらねども、之に準じて傳奏屋敷に寄宿するが常なりき。

饗應役の淺野内匠頭の上屋敷は築地本願寺に近き鐵砲洲にありて、如今の聖路加看護大學なれど、饗應の御役目終ふるまではとて傳奏屋敷に詰めてありき。

忠臣藏の「疊替へ」とは、敕使奉迎の爲に疊を悉く新調すべしや否やの儀なり。淺野より吉良に「疊替への要ありや」と照會したるに「其の要なし」との理握りあくを得たり。然しかし而しかばて、さは淺野を陥れむが爲の虚言にて、疊さながら改めざらむか、淺野の面目立ち難かりし正念場なりし。やうやくにして氣付きたる淺野方にては夜を徹して此れを完遂せりとぞ傳へらるる。

然れども、此の如きは講談の類たぐひの嘘八百といふべし。

(五)

吉良の眞に淺野を愚弄したりしや否やに就ては、三百載不決の議といふべし。

淺野に粗忽の儀あらむか、「饗應差添役」たる吉良またその責せめを免れざらむ。淺野を苦しめむとて苛酷の仕打ちに出づれば、我が身の咎となりて跳ね返らではあるまじ。

雖しかりといへども然しかり、姑根性ふかんせいもてちびちびと苛さいなみたる擧句に、老中に向ひて、「淺野は御奉公叶はじ」と誣陷きよなんし、且は淺野臨席たとひのをりにも忌憚無レ之さは言ひたりぞと傳へらるる。

假令淺野心身を病みたりとの事實あらむとも、吉良また怨恨の種を撒きたるに相違なからむ。

(六)

斯の如くにして、播州赤穂淺野内匠頭長矩、五萬三千石の城を棄て、家を棄て、家來を棄て、我が命も捨てて刃傷にぞ及びける。

所は江戸城内、松の廊下。

時代劇にては、襖に常盤松の巨木一本描かるるが常なれど、さは後世歌舞伎の舞臺を餽らむが爲に出で来れるに過ぎず。寔は小さき松の澤(many)に生ふる圖柄なりしとの由。

内匠頭、上野介の前額(hidai)に切り付けたれども、烏帽子の金具に當りて深手を負はするに至らず。今一度打ち掛かりしは背にして、これまた淺手。

かくすればかくなりて、淺野は土道不覺悟と難ぜらる。用ゐたる刀は「小刀」。江戸城中にては、佩刀許されざればなり。小さ刀もて仕留めむとすれば、切るにはあらで刺すが武藝。思ひ至らざりし淺野、花は櫻木人は武士の心得に闕(kaku)くる所ありと末代に恥辱を遺す。切りつけたる淺野を背後より抱きとめたるが、梶川與惣兵衛。屈強の巨漢なれば抗ふを得ず。

(七)

淺野は駕籠にて田村右京太夫の屋敷に拘引せられ、かしこに控へさせられたり。新橋驛より徒步(かち)にていかほども隔たらず。

時移さずして、上使來りて切腹の沙汰下る。

老中若年寄悉く拙速を避けて暫し吟味あるべしと言上(yûjû)ありしに、將軍逆鱗鎮らず、即刻處斷すべしと上意苛烈を極む。

をりしも正二位内大臣徳川綱吉、生母桂昌院に位階を下されたく朝廷に奏請してありき。敕使下向の砌、かかる不祥事ありては己が孝心邯鄲(かんたん)の夢とこそは消えなめと憂ふるの餘りに忿懣如何ともするなかりき。

然則、綱吉母の官位の顛末いかなりけむ。案するなけれ、女性の極位從一位に敍せらるるを得たり。

(八)

上使叩扉(knock on the door)して、自裁を命ぜらるるや、内匠頭平伏して萬謝の辭をぞ上つる。

その意は、此罪磔(はりつけ)獄門に處せられむとも抗辯なかるべきに、屠腹(とふく)なる榮に浴せしめ給へる柳營の優謫(優異なる御謫)に謝し奉るとの義なり。

既に、切腹仰せ附けられたる砌、禮辭は定式ありき。

今日、不調法の儀、如何様にも仰せ付けらるべき儀を、切腹仰せ付けられ、有り難き仕合せに存じ奉り候。

辰の口の噴水に四十七士を思ふ

みももとせそし
三百歳誇りな給ひそな嗤わらひそ褒ほむるも空し噴き上ぐる水

千代田の原霧雨紛ふ沫しぶきかな和田倉門外忠魂の泉

(令和七年八月十五日受附)